



浦安市立明海中学校 いじめ防止基本方針



学校教育目標『学ぶ喜びと思いやりにあふれ、たくましく生きる生徒の育成
～絆と希望を胸に、夢の実現へ～』

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、受けた生徒の教育を受ける権利等を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。また、いじめの問題は、特定の一部の生徒の問題ではなく、どの学級、どの生徒にも起こりうる問題である。いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、「豊かな心」を身につけるための教育実践を通して生徒をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るようにしていく。また、生徒自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取組を行い、未来に向かって夢を持ち、豊かに生きる子どもたちを育てていく。

(2) 学校及び職員の責務

- ① 学校に携わる全教職員が、日ごろからいじめを許さない学校運営・学年運営・学級経営等に努める。
- ② 子どもたちのサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に学校全体で取り組むとともに、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携を図り、適切な対応を図る。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

ア いじめについての共通理解

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意 → 生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開

エ 自己有用感や自己肯定感を育む → 居場所づくり、絆づくり

オ 生徒自らがいじめについて学ぶ → 「いのちを大切にするキャンペーン」等生徒会の取り組み

②いじめの早期発見のための措置

ア ○日常的な観察

イ ○教育相談の活用（年2回）

ウ ○相談窓口の周知（保健室・相談室・電話相談窓口（※「浦安市いじめ110番」を含む）

エ ○アンケートによる調査（年6回、奇数月に行う）

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質の向上

ア 校内研修の充実

イ 体罰の根絶

ウ スクールカウンセラー、スクールライフカウンセラーの活用

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

ア 県ネットパトロール等関係機関と連携

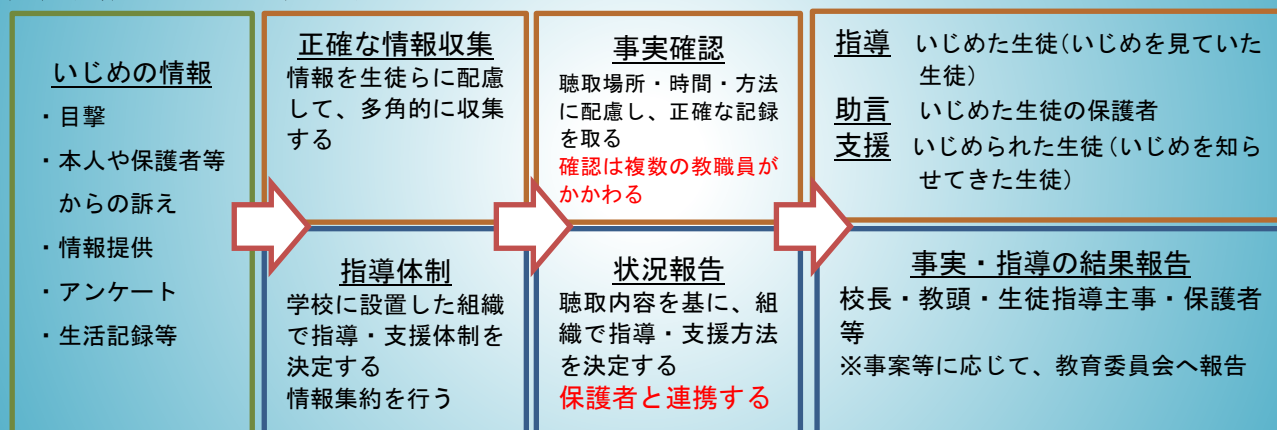
イ 情報モラル向上への指導の充実と生徒及び保護者に対する啓発活動

ウ 情報提供者の保護

(3) 組織

いじめの防止等を実行的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止推進委員会」を設置する。
・日常的な業務についての協議は、組織の中に事務局を決め対応する。(生徒指導部会、教頭)

(4) 組織的ないじめ対応の流れ



いじめ防止推進委員会 事案の認知を行い、対策チームを編成する。(当該事案に関係する職員が加わる)

3 重大事態への対処

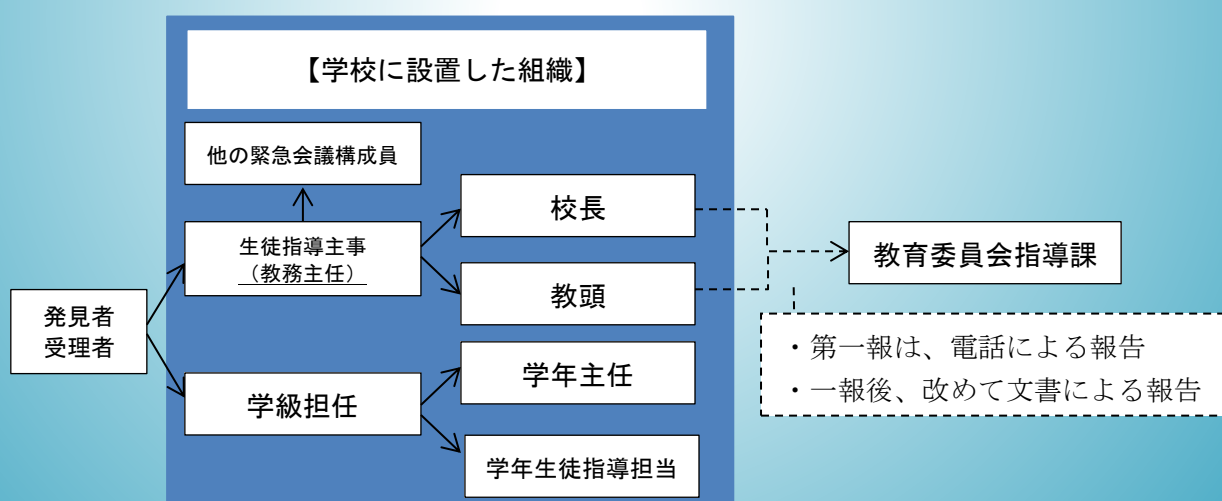
(1) 重大事態の意味

- ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあったとき
- ②いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあったとき
- ③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 対処手順

- ①重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、重大事態の調査組織を設置する。
- ③調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、適切な支援を図る。
- ⑤調査結果を教育委員会指導課に報告する。

(3) 重大事態発生時の連絡体制図



4 学校評価における留意事項

いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促さるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの未然防止や早期発見に係る取組に関すること
- (2) いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等に関すること